



秋田市被災中小企業者等 再建支援事業費補助金

大雨により被害を受けた事業者が行う
施設や設備の修繕費等を補助します。

申請受付
期間

令和5年11月15日(水)から
令和6年1月31日(水)まで

補助
対象者

市内に事業所を有する方で、秋田県が実施する「被災事業者再建支援事業費補助金」(県補助金)の交付決定を受けた中小企業者または小規模事業者

※「中小企業者・小規模事業者」とは、中小企業基本法等に規定するものを指します。
※農業、林業、漁業および風俗営業事業者など、一部対象外の業種があります。

補助率等

補助率：県補助金交付決定額の1/2以内

補助上限額：25万円

※市内および市外の両方に被災した事業所を有する場合は、市内で被災した額の割合に応じて補助します。

提出書類

- 補助金交付申請書兼請求書(市様式第1号)
- 県に提出した収支精算書(県様式第2号)の写し
- 県の補助金交付決定通知書(県様式第4号)の写し
- 罹災証明書又は被害証明書の写し
- 法人登記簿謄本の写し(個人事業主は個人事業の開業・廃業等届出書の写し)
- 補助金の支払先となる預金通帳等の写し

補助金交付までの流れ

県の交付決定通知

交付申請書兼
請求書の提出

審査

交付決定

補助金交付

申請前に、県の交付決定を受ける必要があります。

秋田市商工貿易振興課窓口にて提出してください。
1/31(水)まで提出

内容を審査し、追加で書類の提出をお願いします。

適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書により通知します。

交付申請書兼請求書に基づき、交付します。申請多数の場合など交付が遅くなる場合があります。

【お問い合わせ先】

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部 商工貿易振興課

TEL: 018-888-5726 FAX: 018-888-5727 E-mail: ro-inpr@city.akita.lg.jp

* 申請書類のダウンロードや補助金詳細は、右記QRからご確認ください *

